

令和 4 年度事業報告書

特定非営利活動法人さぼてんの花

1 事業実施の概略

特定非営利活動法人さぼてんの花は、「重症心身障がい児・者とその家族、関係者に対し、地域でいつまでも安心、快適に過ごしていく為の各種生活支援に関する事業を行い、地域福祉社会の増進に寄与することを目的」として、本法人の定款第 5 条第 1 項①「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」及び第 2 号の事業として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」を実施した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

ア 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

(ア) 事業内容

重症心身障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、日常生活の基本的な動作訓練、集団生活の適応訓練等の療育を継続的に提供し、自立を促進する児童発達支援・放課後等デイサービス事業を「重症心身障がい児デイサービス ぶん」と「重症心身障がい児デイサービスころん」の 2 事業所にて実施した。

(イ) 実施時期

令和 4 年 8 月から令和 5 年 7 月まで

(ウ) 実施場所

一宮市

(エ) 従業者の人数(令和 5 年 7 月 31 日現在)

管理者	2 名	
児童発達管理責任者	2 名(いずれも管理者と兼務)	
児童指導員	1 名	
保育士	1 名	
指導員	2 名	
看護師	4 名	
機能訓練担当職員	1 名	計 11 名

(オ) 受益対象者の範囲及び人数

主として 18 歳未満の重症心身障がい児
営業日数延べ 499 日(ぶんと 248 日・ころん 251 日)、
延べ 1,856 名(ぶんと 844 名・ころん 1,012 名)(平均 3.7 名/日)

(カ)収益

39,615,412 円

(キ)費用

32,872,454 円

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

(ア)事業内容

障がい者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護・創作的活動又は生産活動の機会の提供・その他の必要な身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う生活介護事業を実施する。を「重心型デイサービスふんと」にて実施した。

(イ)実施時期

令和4年8月から令和5年7月まで

(ウ)実施場所

一宮市

(エ)従業者の人数

前記「①児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」とすべて兼務による。ただし、「児童発達支援管理責任者」は「サービス管理責任者」・「児童指導員・保育士・指導員」は「生活支援員」に読み替える。

(オ)受益対象者の範囲及び人数

重症心身障がい者

営業日数延べ 243 日 延べ 520 名

(カ)収益

9,895,431 円

(キ)費用

8,266,390 円

ウ その他の事業に係る事業

本年度は実施せず。

3 会議の開催に関する事項

(1) 総会

ア 通常総会

(ア) 開催日時及び場所:令和4年10月15日 当法人事業所

(イ) 議題

① 令和3年度 事業報告・決算の承認について

- ② 令和4年度 事業計画・予算の承認について
- ③ 監事選任について
- (2) 理事会
 - ア 第1回理事会
 - (ア) 開催日時及び場所: 令和4年10月15日 当法人事業所
 - (イ) 議題
 - ① 事業運営状況について
 - イ 第2回理事会
 - (ア) 開催日時及び場所: 令和4年12月24日 当法人事業所
 - (イ) 議題
 - ① 事業運営状況について
 - ウ 第3回理事会
 - (ア) 開催日時及び場所: 令和5年7月1日
 - (イ) 議題
 - ①事業運営状況について

以上